

細 則

1. 委員会細則

第1条

本細則は、緑丘会札幌支部会則第17条における支部運営委員会について定める。

第2条

支部運営委員会の委員は、常任幹事の中から委員長が任命し、任期はこれを規定しない。

第3条

支部運営委員会は、本会の会務を執行するために、総務・広報、企画・戦略、イベント、会計、渉外、サテライト・女子などの担当部会を設置することができる。

第4条

委員長は、支部運営委員のうち若干名を常任役員会メンバーに任命する。

2. 会費細則

第1条

本細則は、緑丘会札幌支部会則第21条における会費について定める。

第2条

会員は、会費として年3,000円を納めるものとする。

3. 会計細則 別紙

4. 事務局細則 別紙